

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状と市街地の整備改善の事業の必要性】

本市は京都、大阪のベッドタウンとしての利便性も高く、JR守山駅周辺ではマンションの建設が継続的に行われ、中心市街地の人口は増加し続けています。これに伴って、住み続けたくなる環境整備や、新規住民を含めた「人と人の絆」を強化する都市基盤整備の必要性がますます高まっています。

平成21年以降は、前計画に基づく活性化事業の実施により市街地の整備が進み、以下のような変化が見られます。

- ① 「水辺遊歩道ネットワークの形成」事業によって、河川沿道の遊歩道や小公園の整備を進めてきた結果、自然を感じながら気持ちよく散策できる空間が創出されました。
- ② 「市道勝部浮気線」「道路のバリアフリー化」事業によって、道路のバリアフリー化を進めてきた結果、誰もが歩いて回遊しやすい環境が高まりました。
- ③ 「駐車場整備」事業によって、守山幼稚園跡やJR貨物用地を駐車場として整備した結果、中心市街地に来訪しやすい環境が高まりました。
- ④ 「中山道歩行者支援施設整備」「分かりやすいサイン表示設置」事業等に取り組んだことによって、歴史回廊ネットワークの利便性や認知度の向上が図られました。

このような現状のなか、本市の中心市街地における市街地整備改善の必要性は以下の点にあります。

- ① 「健康生活都市を支える中核ゾーン」の形成に向けて、主要医療施設の集積地と前計画区域との連携強化を図る取り組みが必要です。
- ② 本市のメインロードである銀座通りの沿道に立地する老朽化した商業ビルにおいて、都市機能の高度化や魅力向上を図る取り組みが必要です。
- ③ 中心市街地内を安全・安心に楽しく回遊できる環境を高めるため、さらなる道路のバリアフリー化や歩道の整備等の取り組みが必要です。
- ④ 散策を楽しみたくなる環境を高めるため、河川の自然環境保全や小公園の整備、道路の美装化等の取り組みが必要です。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の促進等の改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 守山銀座ビル地区第一種市街地再開発事業</p> <p>◎事業内容 既存商店街ビルの建て替え</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	<p>守山銀座ビル市街地再開発組合</p>	<p>【位置付け】 建築から 50 年が経過し、老朽化が進んでいる銀座商店街東西ビルの建て替えを行い、商業施設の魅力や利便性また道路機能を向上させることによって、集客力の向上やにぎわいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 魅力ある商業・集客機能の強化のために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等）</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p> <p>●支援措置 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち先導的・実証的事業</p> <p>■実施時期 H30 年度</p>	

②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 道路のバリアフリー化 (古高川田線道路改良工事)</p> <p>◎事業内容 道路のバリアフリー化</p> <p>■実施時期 H24～29年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 歩道のバリアフリー化を行い、回遊性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</p> <p>■実施時期 H24～28年度</p>	
<p>●事業名 勝部1号線通学路安全対策事業</p> <p>◎事業内容 水路の暗渠化に伴う歩行者の安全性向上</p> <p>■実施時期 H26～30年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 JR守山駅の西側と東側を結ぶ勝部1号線沿線において、現状は開渠である水路を暗渠にすることによって、安全・安心に歩ける歩行スペースを確保し、住み続けたい環境を創出する。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 防災・安全交付金(道路事業)</p> <p>■実施時期 H26～28年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 銀座三角公園整備事業</p> <p>◎事業内容 小公園の整備</p> <p>■実施時期 H27年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 銀座商店街及びあまが池親水緑地に隣接する遊休地をポケットパークとして整備し、誰もが気軽に立ち寄れる場所を整備することによって、回遊しやすい環境を高め、にぎわいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 楓三道機能向上検討事業</p> <p>◎事業内容 道路の機能向上検討</p> <p>■実施時期 H27年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 主要施設を連絡し、歩行者の主要動線の一つとなる市道（楓三道）の機能向上に向けて検討することによって、回遊を楽しめる、歩きたくなる環境を高める。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 目田川歩道整備など自然環境保全</p> <p>◎事業内容 河川区域内の環境保全</p> <p>■実施時期 H26年度～</p>	守山市、認定NPO法人びわこ豊穰の郷、NPO法人碧いびわ湖	<p>【位置付け】 中心市街地内と市民運動公園を結ぶ目田川の河川環境づくり、遊歩道の整備、「ほたる条例」等による自然環境保全を図り、回遊を楽しめる、歩きたくなる環境を高める。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 ウォーキング環境向上検討事業</p> <p>◎事業内容 ウォーキング環境の向上についての検討</p> <p>■実施時期 H25年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 市民の健康増進に向けて、「ウォーキングマップもりやま」を活用したウォーキングを推進すると共に、ウォーキング環境の向上について検討する。</p> <p>【必要性】 医療福祉等と連携した生活環境の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 守山駅前連絡通路安全性向上検討事業</p> <p>◎事業内容 既存の地下道の安全性向上に向けた検討</p> <p>■実施時期 H27年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 JR 守山駅の東西を連絡する地下道の安全性向上について検討し、東西アクセスの強化を図る。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 「都市機能誘導区域」指定の可能性に向けた調査</p> <p>◎事業内容 都市構造の再構築に向けた調査の実施</p> <p>■実施時期 H27 年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 健康生活都市を支える中心市街地についての、都市再生特別措置法改正「都市機能誘導区域」指定の可能性に関する調査研究を実施し、都市構造再構築の促進を目指す。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 中心市街地における広場の有効活用についての検討</p> <p>◎事業内容 広場の有効活用策の検討</p> <p>■実施時期 H27 年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 中心市街地内の広場のさらなる有効活用に向けて検討することによって、回遊しやすい環境を高め、にぎわいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 都市基盤施設の整備充実のために必要な事業である。</p>		